

横浜市グループホーム連絡会規約

(名 称)

第1条 本会は、横浜市グループホーム連絡会という。

(目 的)

第2条 本会は、横浜市内にあるグループホームがお互いに協力、連携しあい、グループホームをはじめとする障害者の地域生活の場を拡充すること、またグループホームにおいて障害者の人権が守られ、安定した運営がおこなわれるように積極的な取り組みをすすめ、もって障害者が充実した地域生活を送ることに寄与することを目的とする。

(所在地)

第3条 本会の事務所は次の所に置く。 横浜市都筑区見花山13-31 2階

(事 業)

第4条 本会は、目的を達成するために次のことをおこなう。

- (1) グループホームのあり方、運営等に関することについての検討およびそれを実現するための事業。
- (2) グループホームの運営およびサービスの質の向上のための研修および研究。
- (3) つながりのある行政機関および諸団体との調整および協力体制強化のための事業。
- (4) グループホームを社会の人々に広く知ってもらうための事業。
- (5) グループホーム間の親睦、交流をはかるための事業。
- (6) その他、グループホーム連絡会の目的を達成するために必要な事業。

(会 員)

第5条 本会は、横浜市に設置されているA型グループホームおよび運営委員会を設置したB型グループホームを会員とする。ただし、目的を同じくし、共に活動することを希望するB型グループホームも会員となることができる。

(準会員)

第6条 グループホーム開所を目的としてその準備活動をおこなっている団体を準会員とすることができる。ただし準会員は議決権はもたない。

(協力会員)

第7条 協力会員は本会の目的に賛同し、本会の活動を支援する者とする。ただし協力会員は議決権はもたない。

(運 営)

第8条 本会の目的を達成するために各グループホームの代表者により3ヵ月に1回程度定例会を開催し、協議に基づいて会を運営する。

- (2) グループホーム間の親睦、交流をはかり、つながりを強化するために、年3回程度の支援者会を開くものとする。

(入 会)

第9条 本会へ会員、準会員として入会しようとするときは役員会の承認を得なければならない。

(役 員)

第10条 本会の運営を円滑にするために次の役員を置き必要に応じて役員会を開くものとする。

会長	1名
副会長	2～4名
総務	1名
会計	1名
事業担当役員	若干名
部会長（入居者部会）	1名
副部会長（入居者部会）	1名～2名
書記（入居者部会）	1名
監査	2名

- (2) 本会に顧問相談役を置くことができる。

- (3) 本会の役員は役員会で推薦し総会において選出し、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- (4) 会長に任務の遂行に支障をきたす場合は、副会長の中から会長代行を会長が任命する。
- (5) 副会長は、会員相互の交流を図り、会長を補佐する。
- (6) 総務のもとに必要な応じて事務局員をおくことができる。事務局員は会長が任命する。

(総 会)

第11条 総会は、各グループホームの運営責任者、入居者の代表、職員の代表が集って、1年に1回、開催されるものとし、これらの半数以上の出席（委任状を含む）をもって成立とする。総会では次の事について決議をおこなう。なお、会長を議長とする。

- (1) 活動方針および予算の決定
- (2) 活動報告および決算の承認
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の改定
- (5) その他、本会の事業に関する重要事項

2 会長は、総会の開催が困難な場合（災害時等緊急事態）に限り、会員が書面または電磁的方法で、賛否を示すことにより、総会の議決とすることができる

(部 会)

第12条 本会に入居者部会を置く。

(経 費)

第13条 本会の経費は、会費および寄付金をもってまかなう。

- (2) 会員の会費はグループホーム入居者1人につき年額3,000円とし、当該年度の4月1日現在の定員数で換算する。ただし、年度の途中で入会した場合には、入居者1人につき月額250円とし、その月の定員数で換算する。
- (3) 準会員の会費は年額3000円とする。
- (4) 協会の会費は年額102000円とする。

(基 金)

第14条 会員より拠出された会費のうち年額の3分の1に当たる額を、会員たるグループホームの運営逼迫の事態に備えるための基金として積み立てる。

なお、基金の運用については細則で定めるものとする。

(会計期間)

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第16条 本規約に定めるものの他、必要事項は役員会で審議の上、会長がこれを定める。

付 則

- 1、本規約は、平成4年5月11日より施行する。
- 2、平成5年7月3日より規約の一部を変更する。
- 3、平成14年7月13日より規約の一部を変更する。
- 4、平成22年6月19日より規約の一部を変更する。
- 5、平成24年7月7日より規約の一部を変更する。
ただし、平成24年度の会費は、年額3万円とし、年度の途中で入会した場合は月額2,500円とする。
- 6、平成30年6月17日より規約の一部を変更する。
- 7、2019年6月29日より規約の一部を変更する。
- 8、2020年7月1日より規約の一部を変更する。
- 9、2021年7月31日より規約の一部を変更する。
- 10、2022年7月9日より規約の一部を変更する。